

# インターネットと上手につきあうには？



## ワークⅠ どう思いますか？

- あなたは、インターネット上で起こっている問題についてどのようなことを知っていますか。

## ワークⅡ 考えてみましょう！

- あなたがインターネットを利用する場合、気をつけていることはありますか？
- お子さんがいる場合、インターネットを使うときの約束事などを決めていますか？

## ワークⅢ 語り合おう できること！

- インターネットをみんなが安心して使うために、気をつけなければならないことは何か考えましょう。

## いろんな問題が起こっています

### 資料①



### 人権侵害の書き込みに気づいたら？

人権侵害にあたる書き込みなどを見つけたら、情報の発信者やサイト管理者、プロバイダ等に記事を削除するよう要請しましょう。削除できない場合などは、法務局に相談しましょう。

早期発見！  
早期削除が大事なのだ！

## 情報をうまく使いこなそう！

インターネット上にある情報は、全て正しいものとは限りません。根拠のない情報をうのみにせず、信頼できるものか確認しましょう。

## 語り合いましょう！

### 一步、行動に移してみませんか？

発信源に注意

ネット監視  
違法な書き込みの通報

不用意に個人情報を  
書き込まない

インターネット上の  
マナーやルールって  
何だろう？

情報を正しく選別できる  
力をつける

フィルタリングソフトの利用

ネット上でも相手は、  
目の前にいる人間と同じ  
マナーを守る

相手の顔が見えないからこそ、モラルやマナーが大切です。

人権侵害の被害者にも加害者にもならないようインターネットのルールやマナー、使い方について考えましょう。

### 資料② サイバー犯罪に関する相談の受理件数の推移（滋賀県内）



滋賀県警 HP「サイバー犯罪の概要」より

#### 【主な相談内容】

- 詐欺・悪質商法等による被害に関するもの
- 名誉棄損・誹謗中傷等による被害に関するもの
- 不正アクセスによる被害に関するもの
- 迷惑メール・スパムメールによる被害に関するもの など

### 軽い気持ちで書き込まないで！

一度書き込まれた情報は、インターネット上で複数の人にコピーされる可能性があるため、完全に消去することは困難な場合があります。

書き込みや、画像などを投稿する際にはデータに個人情報が含まれていないか注意しましょう。また、他人を誹謗中傷することは犯罪になることもあります。

## インターネットの悪影響から子どもを守ろう

インターネット上には、子どもの成長に悪影響を及ぼすようなサイトも数多くあります。大人が、子どものネット環境に留意し、フィルタリングなどの機能を活用しましょう。

また、インターネットの掲示板や SNS、チャットやゲームのやりとりの中でもいじめが起こっていることがあります。ケータイやスマホ（スマートフォン）、携帯ゲーム機でもインターネットは利用できます。大人が SNS 等に対する正しい知識を身につけ、子どもがどのようにインターネットを使っているか留意しましょう。

法務省



【YouTube 法務省チャンネル】

← 人権啓発動画『誰か』のこと じゃない。』インターネット編

人権啓発ビデオ「インターネットと人権 ～加害者にも被害者にもならないために～」→

【ドラマ 無断で個人情報をインターネット上に公開してしまった事例】



## ② その他 インターネット上の人権侵害

### 1. 目的

インターネットは誰もが利用できる便利なものですが、情報発信の匿名性を悪用して誹謗中傷や差別を助長する書き込みが行われるなどの人権侵害が発生しています。

画面の向こうに人がいることを常に意識して、インターネットを利用する際、人権侵害をしない、させないことを学びましょう。

### 2. 進め方（ワークシート活用例）

#### ワーク 進め方とファシリテーターの視点

#### I

1 イラストの会話や資料①を参考にして、インターネット上で起こっている問題について知っていることを聞いてみましょう。

＜視点1＞ 一度書き込まれた情報はコピーされる可能性があるため、ネット上から完全に消去するのは難しく被害が拡大するおそれがあります。そこで、違法な書き込みなどは、早期に発見し、早期に削除する必要があります。

＜視点2＞ 名誉毀損・侮辱（例：掲示板などで相手をけなす）、脅迫（例：メールなどで相手を脅迫する）、信用毀損・業務上妨害（例：HP に嘘の書き込み、学校や店などに対する襲撃予告）は、犯罪です。プライバシーに関わる権利は憲法で保障されており、これを侵害する行為は違法となり損害賠償請求されることがあります。これらにあたると思われる場合は、通報しましょう。

※ インターネット・ホットラインセンター <http://www.internethotline.jp/>

2 資料②を参考にして、サイバー犯罪等に関する相談状況について確認してみましょう。

※ インターネット上で使用されるネットスラングなどをクイズにして、アイスブレーキングなどで用いるのもよいでしょう。

|       |                |       |          |       |
|-------|----------------|-------|----------|-------|
| 「乙」   | → お疲れ          | 「thx」 | → thanks | ありがとう |
| 「CKY」 | → 超空気が読めない     |       |          |       |
| 「葛佐保」 | → 1万5,000円サポート |       |          |       |
| 「JC」  | → 女子中学生        |       |          |       |
| 「UUU」 | → うるさい人        |       |          |       |

まだまだあります。ネット上で検索してみましょう。

滋賀県人権センター



参考 （公財）滋賀県人権センター <https://www.shigajinken.or.jp/writing-enlightenment.html>

#### II

● インターネットを利用する際に気をつけていることを話し合ってみましょう。  
また、家庭で子どもと約束事を決めている例などがあれば、出し合ひましょう。

＜視点3＞ 子どものインターネットの利用について、いじめ（いじめのページを参照）がネットを通じて行われることもあります。子どもがどのようにインターネットを使っているのかを把握し、フィルタリングの機能を使うなど子どものネット環境を大人が管理するように促します。

#### III

● インターネットを安心して使えるよう家庭や地域でどのようなことに気をつければよいか語り合ひましょう。

＜視点4＞ インターネット上には様々な情報があふれていますが、その情報が全て正しいものとは限りません。情報を収集する際には、その情報を批判的に捉えることも大切です。情報源に留意して情報の信憑性を自分で判断し、必要な情報を選別できる力（情報リテラシー）が必要であることを伝えます。

### 3. より深く学ぶために（資料）

- ・「人権ポケットブック11 インターネットと人権」（公益財団法人 人権教育啓発推進センター）
- ・DVD「子どもと学ぶネット社会」（滋賀県県民活動生活課）
- ・「ジンケンダーと3つの約束」（滋賀県人権施策推進課）
- ・インターネットTVしが「教えて！！ジンケンダー」

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/tvshiga/21814.html>

滋賀県 ジンケンダー

